会議

午前10時 0分開会

議長(増田 清君) おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成21年6月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 会期の決定

議長(増田 清君) 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

## 会議録署名議員の指名

議長(増田 清君) 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番 田坂富代君と8番 土屋 忍君の両名を指名いたします。

## 諸般の報告

議長(増田 清君) 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

5月26日、第74回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第38回本協議会定期総会が東京の日本都市センターで開催され、私が出席をいたしました。この役員会及び定期総会では、平成20年5月27日から平成21年5月26日までの会務報告及び平成20年度決算並びに平成21年度の運動方針及び予算について審議され、原案のとおり承認されました。また、役員改

選で、私が実行委員に留任することになりました。

翌5月27日、第85回全国市議会議長会定期総会が、東京の日比谷公会堂で開催され、私が 出席をいたしました。この総会では、平成20年5月1日から平成21年4月30日までの会務報 告を初め、会長提出議案3件のほか、各支部提出の25件の議案を審議の上可決し、政府関係 機関に働きかけていくことを決定いたしました。また、役員改選で、私が産業経済委員会委 員に選出されました。

また、この総会で、当議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、大黒孝行議員、土屋勝利議員とともに、私が勤続10年以上の一般表彰を受けました。大黒孝行議員、土屋勝利議員には後ほど伝達をいたします。

次に、総会関係について申し上げます。

5月20日、平成21年度富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市で開催され、私が出席をいたしました。この総会では、平成20年度事業報告及び歳入歳出決算並びに平成21年度事業計画及び歳入歳出予算について審議を行い、それぞれ承認されました。特に、平成21年度予算については、6月4日に開港することに伴い、利用促進、新規路線誘致等のさらなる利用促進強化の取り組みを高めた予算が提案されており、特財として静岡県より1億6,000万円の利用促進強化への補助金が手当てされているものであります。

6月1日、平成21年度静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会が静岡市で開催され、私が 出席をいたしました。この総会では、平成20年度事業実績及び歳入歳出決算並びに平成21年 度事業計画及び歳入歳出予算について審議を行い、それぞれ承認されました。なお、本総会 の開会前に開催されました政策研修会では、時事通信社静岡総局長の加藤清隆氏による「総 選挙後の新政権を展望する」と題した講演がありました。

次に、6月5日、国道414号整備促進期成同盟会総会が沼津市で開催され、私が出席をいたしました。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書2件、依頼書1件、要望書1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで先ほど申し上げました第85回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました大黒孝行議員、土屋勝利議員に表彰状の伝達を行います。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご 了承をお願いいたします。

それでは、大黒孝行議員、土屋勝利議員は、中央へお進みください。

## 〔表彰状伝達 拍手〕

議長(増田 清君) ここで表彰状を受けられました方を代表いたしまして大黒孝行議員よりあいさつがございます。よろしくお願いします。

10番(大黒孝行君) 本日はありがとうございました。

まず最初に、増田議員、土屋議員を代表いたしまして、今会議にご出席していただいております皆様方すべての方に、まずもって感謝を申し上げます。

さて、私ごとでございますが、この10年間、市民の負託を受け、議会の中で十分なことができたかどうかという疑問を常に持ちながらも携わっております。その指導をいただきました多くの先輩議員、また当局の皆様方に心より感謝を申し上げます。

保身ではない、真摯な市民を、その活動を支える、その代表である我々という思いで、高い感性のアンテナを常に上げ続けて、いろいろな情報をキャッチし、その事どもをこの議場で討論をし、議論をし、また上がるべきは成果を上げる、そういう思いで務めてまいりましたが、まだまだ十分な活動ができているとは、私、思ってもおりません。また、今山積をいたしております多々の課題に対し、今後も真摯に議論をさせていただきたい、そういう覚悟でございます。

今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。終わります。ありがとう ございました。(拍手)

議長(増田 清君) 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨 の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

事務局長補佐(須田信輔君) 朗読いたします。

下総庶第100号。平成21年6月19日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成21年6月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成21年6月19日招集の平成21年6月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について。

議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議 について。

議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議

について。

議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について。

下総庶第101号。平成21年6月19日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成21年6月、下田市議会臨時会説明員について。

平成21年6月19日招集の平成21年6月、下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 野田光男、企画財政課長 糸賀秀穂、総務課長 鈴木貞雄、市民課長 原 鋪夫、税務課長 河井文博、会計管理者兼出納室長山﨑智幸、監査委員事務局長 内田裕士、建設課長 井出秀成、上下水道課長 滝内久生、観光交流課長 山田吉利、産業振興課長 増田徳二、健康増進課長 藤井恵司、福祉事務所長 清水裕三、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 名高義彦、教育委員会生涯学習課長 前田眞理。

以上でございます。

議長(増田 清君) 以上で諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議長(増田 清君) ここで、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。 事務局長補佐(須田信輔君) 朗読いたします。

発議第4号。平成21年6月19日。

下田市議会議長、増田 清様。

議案提出に関する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提案理由、適正な議案提出を求めるため。

なお、提出者、賛成者の敬称は省略させていただきます。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信。同じく藤井六一。同じく田坂富代。同じく増田榮策。 同じく大黒孝行。同じく土屋誠司。同じく土屋勝利。同じく森 温繁。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまより、議会運営委員会を第1委員会室で開催いたしますので、 委員の方はお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

午前10時36分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、3番 伊藤英雄議員より提出されました発議第4号 議案提出に関する決議を急施事件と認め、この際日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第4号を日程第6の次に追加することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号は、日程第6の次に追加することに決定いたしました。

議第39号~議第42号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

市長。

市長(石井直樹君) このたびの廃置分合と関連議案の提出に際しまして、議案提出に至った経緯の説明とあわせまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

本日の臨時会に、南伊豆地区1市3町の合併関連4議案を提出させていただきましたが、 昨年6月5日に南伊豆地区1市3町合併協議会が設置をされ、6月15日に第1回の合併協議 会が開催されて以来、紆余曲折を重ねながらも12回にわたる合併協議を行ってまいりました。

26項目に及ぶ協定項目もすべてそろい、1市3町の首長による合併協定書への調印を経て、この日を迎えることができましたことに対しまして、議員の皆様を初め、関係各位並びに1市3町の住民の皆様方のご理解とご協力のたまものと、深く感謝を申し上げたいというふうに思います。

地方自治体を取り巻く環境が著しく変化する中で、地方分権の流れに適正に対応していくためには、行財政基盤を充実強化して、基礎的自治体としての政策形成能力をさらに高め、複雑多様化する行政需要に的確にこたえながら、効率、効果的な行政サービスを持続的、安定的に提供していく必要があります。このような状況の中で、山積する課題に対応し、地域の個性を十分に活用しながら、活力に満ちたまちづくりを推進していくことは、行政に課せられた重大な責務であり、その実現のために合併によるスケールメリットを最大限活用して、足腰の強い自治体運営を行っていく必要があると考えております。

そのようなことから、賀茂地区1市3町による合併協議会を立ち上げ、さまざまな観点から協議、検討を重ねてまいりました。本年4月21日の第12回合併協議会におきまして、合併の方式や期日などの基本項目を初めとした26の協議項目のすべてにつきまして、承認の最終確認が行われたところでございます。これもひとえに議員の皆様を初め、関係各位のご理解、ご協力のたまものと改めて深く御礼を申し上げます。

今回提出の各議案は、改めて申し上げるまでもございませんが、1市3町が合併して新市発足をなすためには、各議会で可決していただくことが条件となります。これまでの経過を踏まえますと大変厳しい状況が伝わっておりますが、下田市といたしましては、一貫して前述のとおり、多くの市民の皆さんの期待にこたえ、当局、議会ともに議論を重ねて、合併推進の姿勢を明確にしてまいりました。こうしたことからも、下田市といたしましては、最後までこの姿勢を崩すことなく、その意思を示すことからも、ぜひともご賛同賜りますよう、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案の内容につきましては、担当課長をして説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) それでは、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についてから、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についてまでの合併関連4議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についてでございますが、お手数ですが議案件名簿の1ページをお開きください。

下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について、地方自治法第7条第1項の規定により、平成22年3月20日から、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を廃し、その区域をもって新たに「下田市」を設置することを静岡県知事に申請することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

市町村の廃置分合は、地方自治法第7条第1項の規定により、関係市町村の申請に基づき、 都道府県知事が都道府県議会の議決を経てこれを定め、直ちに総務大臣に届けなければなら ないとされており、また同条第5項で廃置分合の申請に際しては、関係市町村の議会の議決 を経なければならないと規定されております。そこで、地方自治法にのっとりまして、合併 協議で確認された合併調印の内容をもとに、静岡県知事に対し合併申請を行いたいので、本 日の議会に廃置分合の提案をさせていただいたところでございます。

提案理由でございますが、平成22年3月20日に下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町が合併するに当たり、所要の手続をする必要があるためでございます。

今回の議案を提出するに当たりまして、南伊豆地区 1 市 3 町の合併協議との経緯等につきましては、6月10日開催の市議会全員協議会において市長から概要報告がございました。また、議案説明に際しまして、先ほど市長から合併協議の経緯並びにこれまでの取り組みに対するお礼のごあいさつがございましたけれども、それらの内容と多少重複する点もあろうかと存じますが、改めて経過をご説明申し上げます。

昨年、平成20年5月2日に開催された下田市、河津町及び南伊豆町の臨時議会におきまして、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を関係市町とする南伊豆地区1市3町合併協議会の設置についての議案が可決されましたが、同日に開かれた松崎町臨時議会におきましては同議案が否決されました。その後、松崎町では合併新法に基づき、6月1日に南伊豆地区1市3町合併協議会設置の是非を問う住民投票を実施し、賛成多数の結果を受けまして、同月

5日に南伊豆地区1市3町合併協議会が設置されたところでございます。

法定合併協議会が設置されたことを受けまして、平成20年6月25日に河津町役場議場におきまして、第1回南伊豆地区1市3町合併協議会が開催され、協議会設置及び規約、幹事会規程、事務局規程等を初め、会議運営規程、小委員会規程、予算及び事業計画などについて確認、承認が行われました。その後、各種事務事業の取り扱い等について、議案協議、提案協議、承認等の手続を経まして、平成20年11月12日開催の第6回合併協議会におきまして、地方税の取り扱い、市長、副市長等の特別職の身分の取り扱いについて確認され、また12月24日に開催された第7回合併協議会におきましては、新市の名称、事務所の位置、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い等について確認が行われたところでございます。今年に入りまして、平成21年3月4日に開催されました第10回合併協議会において、地域自治組織の取り扱い、財産及び債務の取り扱い、議会の議員の定数及び任期の取り扱いなどが確認されております。

このような経緯を踏みまして、平成21年3月27日に開催された第11回合併協議会において、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置等の基本協定項目5項目、また合併新法に定める協定項目5項目、そしてその他必要な協議事項としての15項目に、合併後の新市基本計画を加えた26項目、すべての合併協定項目が確認され、さらに平成21年4月21日に、南伊豆町中央公民館で開催された第12回南伊豆地区1市3町合併協議会において、合併協定書の最終確認が行われたことから、平成21年6月10日に1市3町の首長による合併協定書の調印という運びに至ったものでございます。

以上が合併協議等に関するこれまでの主な経過概要でございますが、合併協定項目の確認、 合併協定書への調印等の結果を受けまして、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎 町の廃置分合についての議案を提出させていただいたものでございます。

なお、廃置分合の議決が整った後の県知事への廃置分合の申請書につきましては、合併の期日、合併方式、新市の名称、新市の事務所の位置等の基本的な事項を記載し、1市3町の議会の議決書、財産処分、議会議員の定数、在任特例、農業委員会委員の任期等に関する協議書の写しに加え、合併に至る経緯の概要書、新市基本計画書等を添えて、1市3町の首長の連名により提出することになります。

以上、大変雑駁でございましたが、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃 置分合についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分

に関する協議についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページ、3ページをお開き願います。

2ページは議案の鏡で、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分 に関する協議について。

平成22年3月20日から下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を廃し、その区域をもって新たに「下田市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法第7条第5項の規定により、別紙3ページの内容のとおり、河津町、南伊豆町及び松崎町と協議の上定めることについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成22年3月20日に下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町が合併することに伴い、財産処分をするためでございます。これは、先ほど議第39号でご説明申し上げました廃置分合の申請をする場合において、財産処分を必要とするときは、地方自治法第7条第5項の規定により、関係市町が協議してこれを定めることとされており、また、当該協議については、同条第6項の規定により、関係市町の議会の議決を経なければならないと規定されておりまして、この議案は、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書を取り交わすために必要となる手続でございます。

協議書の内容につきましては、別紙3ページに記載のとおり、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第7条第5項の規定により、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の財産は、すべて新たに設置する「下田市」に帰属するという内容でございます。

なお、資料といたしまして、合併協定書の写しを添付させていただいておりまして、その第5番目の項目に、財産及び債務の取り扱いについての記載がございますが、財産及び債務の取り扱いにつきましては、平成21年2月13日に開催された第9回合併協議会において協議第48号として提案し、2月23日開催の第10回合併協議会において確認されているものでございます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃 置分合に伴う財産処分に関する協議についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置 に関する協議についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿4ページ、5ページをお開き願います。

4ページは議案の鏡で、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置

に関する協議について。

平成22年3月20日から下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を廃し、その区域をもって新たに「下田市」を設置することに伴い、市町村の合併の特例等に関する法律による経過措置を、別紙5ページの内容のとおり、河津町、南伊豆町及び松崎町と協議の上定めることについて、同法第9条第4項及び同法第11条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成22年3月20日に下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町が合併することに伴い、議会の議員及び農業委員会の委員の任期等について所要の手続をする必要があるためでございます。

協議の内容につきましては、別紙5ページに記載のとおり、議会の議員の在任に関しましては、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の議会の議員は、合併特例法第9条第1項の規定を適用し、平成22年11月10日まで引き続き「下田市」の議会の議員として在任するというものでございます。

また、農業委員会の委員の任期に関しましては、「下田市」に一つの農業委員会を置き、 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の農業委員会の選挙による委員であった者は、法第11 条第1項第1号の規定を適用し、合併後4月間、引き続き「下田市」の農業委員会の選挙に よる委員として在任するというものでございます。

なお、議会の議員の任期に関する取り扱いにつきましては、合併協定書の6番目の項目に、 また、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いに関しましては、合併協定書の7番目の 項目に記載してありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃 置分合に伴う経過措置に関する協議についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページ、7ページをお開き願います。

6ページは議案の鏡で、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について。

平成22年3月20日から下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町を廃し、その区域をもって新たに「下田市」の議会の議員の定数を、地方自治法第91条第7項の規定により、別紙7ページの内容のとおり、河津町、南伊豆町及び松崎町と協議の上定めることについて、同条第10

項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、平成22年3月20日に下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町が合併するに当たり、あらかじめ、新たに設置される「下田市」の議会の議員の定数を定める必要があるためでございます。

協議の内容につきましては、別紙 7 ページに記載のとおり、地方自治法第91条第 7 項の規定により、下記のとおり定めるものとするということで、下田市議会議員の定数は26人とするというものでございます。

地方自治法第91条第1項は、市町村の議会の議員の定数は条例で定めると規定し、第2項で人口区分により上限数を規定しております。また、地方自治法第91条第7項では、市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合においては、設置関係市町村の協議により、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならないと規定し、さらに第10項で、定数の協議については設置関係市町村の議会の議決を経なければならないと規定しております。

合併協議の中で新市の議員定数は26人とするものとしたものでございますが、26人とする理由は、1市3町の合併に係る議員定数算定の人口規模につきましては、在任特例適用後の平成22年11月現在の議員定数の算定基礎人口として、実務上は平成17年国勢調査人口によることとなるものでございまして、平成17年国勢調査人口によりますと、新市の人口は5万人を超えておりまして、したがって定数の上限は30人となるものでございますが、新市基本計画における平成22年の推計人口は4万9,000人台となっていることから、5万人未満の市の定数の上限である26人を採用することとしたものでございます。

また、在任特例適用後最初に行われる一般選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第8条の2第1項の規定によりまして、合併前のそれぞれの市町の区域ごとに人口に比例した選挙区を設けることとしておりますが、この理由は、合併初期においてはそれぞれの地域で地域の実情に精通した議員の存在が必要であるという考え方によりまして、選挙区を設定することとしたものでございます。

なお、本議案に関する合併協定の内容につきましては、合併協定書の6番目の項目の(2)及び(3)に記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございましたが、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃 置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についての説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第39号から議第42号までの議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 議第39号から議第42号までについて、当局の説明は終わりました。 ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時05分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についてに対する質疑 を許します。

7番。

7番(田坂富代君) 今回の合併協議会では、皆さん大変ご苦労さまでございました。職員 の皆さんも膨大な事務処理をされて、大変なことだったと思います。

今回のこの議案に対しまして、必要とされる予算がついていないということが1つ大きなものかなと思います。今回この合併をするために、私たちはずっとこの協議会を開催してきたものと考えております。私も賀茂地区全体を考えれば、今後合併はしていくべきだというスタンスの中でずっと議決もしてまいりました。この議案を出すということは、下田は合併するという意思表示であると考えています。それに対して、合併するための必要とされる義務的経費の予算がついていないのではないかという疑問があります。自治法の222条ということでございますけれども、そのあたりについてどのような考え方を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) 議員言われますとおり、下田市は一貫して合併を進めていく、こういう姿勢できたことからも、本来これに関連する予算は計上したいなと、提案をしたいなという思いは、下田市としては持っておりました。しかしながら、今回の予算関連は下田市だけの関係のみならず、1市3町の中での予算計上ということになりまして、いろいろ事前にも幹事会等々の中でも議論をしてまいりました。そうした中で、やはり今までの経過を踏まえまして、例えば電算予算等々も廃置分合の議決があった後であればそれは認めるというような経過もございました。そういうことで、下田市としてはそのような期待を持って提案をさせてもらいたいということの協議をしたんですが、1市3町の足並みがそろわず、今回こ

ういう形で、先に議案の提案となったわけでございますが、しかしながら、今言いましたように、今後におきまして、今までの議論の経過を踏まえますれば、期待するような廃置分合の結果が出れば、それはその後、1市3町同じくして、また臨時議会の中で関連予算を計上し、廃置分合の結果を踏まえますれば間違いなくそういう方向にいくだろうということで、今回はこのような形での提案をさせてもらったものでございまして、下田市は先ほど市長の口述のとおり、議会も当局も合併に向かって進んでいこうという意思表示はずっとしてきたところでございまして、今議員が言われたように、予算提案がないからということでの合併の方針の変更はないと、そのように信じて、このような形にさせていただいたものでございます。

議長(増田 清君) 7番。

7番(田坂富代君) そのあたりは見解の相違があるかもしれませんが、私は合併するという行動というのは予算がなければ合併できないんですから、まして非常に日程がタイトになってきているときに、一緒に上程しないというのはやはりおかしいのではないかと、そのように思っています。ただ、今副市長が言われましたように、下田市としては思っていたけれども、1市3町の中で予算計上するというのが大変難しかったということもあるのかもしれませんが、やはり私個人としては、合併に対する予算というのは上げるべきだったのではないのかなと。下田市は下田市としての議案を出してくるわけですから、その辺の考え方はどうも副市長とはちょっと違う気はいたしますが、ただ今後におきましても、やはり合併をするという意思表示イコール予算措置ということは、これは大前提だと思いますので、その辺のことに関して、少し出し方が違っていたのではないのかなというふうに考えています。

議長(増田 清君) 副市長。

以上です。

副市長(渡辺 優君) 今議員が言われたように、議員サイドとそれから当局側との考え方のずれがあったんじゃなかろうかということでございますが、よく当議会で難しい条文、それから判断をされる場合については、議員のほうからもよく県のほうにも照会をしろよという提言や意見をもらってきております。今回も大変判断が難しかったものですから、当局側は当局側なりの議論をしたんですが、合併の事務局を通じて県のほうの部署に確認をさせてもらったわけでございますが、そういう中でもいろいろ見解の相違がございました。

客観的な事例として、それぞれの自治体の判断によるだろうということでございました。 十分全体的な見地から、今回のこの計上の場合を想定したときに、例えば下田市が1市だけ でそういう意思表示を強く出して、予算計上できるのかなと言ったときに、これは大変難しい。1市3町があって初めて同じ見解を持って予算が組める。下田市だけが予算計上して、例えばですよ、事前に分配の配分率の関係から予算計上できたとしても、これはもう執行不可能な予算、こんな言い方をして申しわけないんですが、意味のないような予算になってしまうんじゃなかろうかなと。

そういうことで、決して今回予算計上しないから合併をあきらめたということではなくて、 先ほども申しましたように、今までの経過を踏まえれば、廃置分合の議決がなされれば、これは1市3町もその後の予算計上を含めた事務処理は、これはもう理解をしていただけるということでございますので、下田市の考え方として、再度申しますけれども、計上を考えたんですけれども、現実的に予算計上提案が不可能な状態であったということでございます。 そうしますと、222条に違反しているんじゃないかと、抵触するんじゃないかということでございますが、この見解につきましては、我々もいろいろなところへ照会をした結果の報告を、先ほどさせていただいたものでございます。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

2番。

2番(藤井六一君) まず今の関連なんですが、予算を出しても意味がないというようなご 説明をいただいたんですけれども、予算は意味がないということであれば、本体の廃置分合 のほうも意味がなくなる、そのように理解されるんですけれども、その点いかがでしょうか、 まず1点伺います。

それから、既に他町の結果が入ってきております。下田は下田だけ粛々と進めればいいんだということかもしれませんけれども、何かスポーツの試合に例えるならば、消化試合をしているようで全く気が入らないというか、何か力が入らない、そんな気がいたします。そこで、敗者復活はあるのかないのか、その点、市長にお伺いをしたいと思います。今回このままでいくならば、どうも合併というのは非常に厳しいというか、もう二重のペケがついたような気がいたします。ここで合併ができないとなった場合、下田市にとってどんな損失があるのか、その損失について伺いたいと思います。

それから、もう 1 点、これは他町のことになろうかと思いますけれども、これまで新聞紙上等で、この合併に反対をしてきた議員、議会が悪者にされてきております。果たして反対イコール悪者なんでしょうか。その点、どのようなお考えを持っておられるか、市長に会長としてお伺いしたいと思います。とりあえずそれを伺います。

議長(増田清君)市長。

市長(石井直樹君) ただいまの藤井議員のご質問でございます。合併に反対した議員が悪者になるということに対して、そういうふうなことになるんではなかろうかということに対しての会長の考え方ということでございますけれども、これはそれぞれの地域住民の方々が判断することであって、だから合併を当然求めてきた我々首長とすれば、目標はやはり合併でございました。しかしながら、最終的な議会の判断、その中で賛成をされた議員、反対された議員、それぞれの考え方があったものでございますから、だれが悪者とか、だれがよかったというような判断は、それぞれの方々が自分の中で判断するべきことであって、私の口からそのことがどうこうと言えるようなご質問のお答えにはならないというふうに思います。議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) 1点目の関連予算の計上につきまして、意味がないという説明があったと、それでは廃置分合についてはどうなのかということでございます。意味がないということについては、若干補足もさせていただいておりまして、本来、下田市長の姿勢は述べたとおりでございましたが、1市3町が関連する予算ということで十分にこの合意ができず、下田市だけが予算計上する状況ではない、できない状況であるということでございます。

ただ、廃置分合も同じじゃないかということでございますが、先ほども田坂議員の質問に対しましてお答えいたしました。今までの議論の中で、特に議会からの委員の皆さんからは、やはりいろいろな面で廃置分合が先決だと。廃置分合があれば、その後の電算予算も含めて議論できるんだよという経過で来てございます。ですから、この廃置分合と予算とは全然違うんだろうと。廃置分合が可決になれば、これはその後の対応は可能だと。そして今回の予算については、やはり1市3町の関連予算でございますので、下田市だけが計上できるかどうかということを見たときに、全体的な見地からこれは難しいということでございます。

それから、2点目でございますが、他町の結果が入ってきているということでございます。これはもう議員の皆様も、特に松崎、南伊豆、この2町の結果はご承知のことであろうかと思います。議員言われるように、力が入らない。確かに我々も大変もう、想定といったらまた語弊がありますけれども、最大限努力をした結果の状況が大変厳しいなと。でもやはり最終的には幾つかの期待も持って両町の様子を見たんですが、最終的なこういう結果になりました。しかし、力が入らないと言っても、先ほども述べたように、下田市は、議員の皆さんも温度差はあったにしろ、当局とともに10年先、15年先のやはり基礎的自治体の状況を見たときに、これはどうしても合併はせざるを得ないだろうという観点から、賛成の方向できて

いただいております。ですから、下田市としては、やはりぶれることなく、最後の最後まで、 議会、当局の意思の表示は市民に対しても示すべきだと考えております。ぜひともこの点は ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、3点目の敗者復活はあるのかということでございます。議員も十分ご承知のとおりであろうかと思います。下田市におきましては、具体的には3回目の廃置分合、合併の状況でございましたが、こういう状況になると、地方制度調査会の見解も示されておりますとおり、今後なかなか、敗者復活という言葉がいいかどうかはともかくとして、難しいな、そういうふうに判断をしています。

それから、それに伴って、損失についてでございます。これは今回の合併につきましても、よく議員のほうからも幾らの経費がかかったんだということで、具体的には2年間で1,800万円余ほど経費がかかっております。これは人件費は別でございます。県からも推進の補助金ということで300万円ほどいただいておりますが、経費的にはこのような金額になっておりますが、しかし、この1年余、法定協議会を中心にいろいろな部分で議論をしてまいりました。お互いに各隣の町等々の財政事情を初め、いろいろな状況がわかってきております。そして議論を通ずる中で、やはり合併が必要だということも皆さん理解をしてくれてはいるんですが、結果としてこうなったんですから、それはそれとして言いわけになろうかと思いますけれども、この議論は決して無駄ではなかったと思っております。

これから単独の道を行かざるを得ない状況にはなっておりますけれども、やはり単独では大変難しい。議会からも議論をいただいているように、広域的な観点から、やはり合併が破綻したからもうけんか別れだよということでは、これは行政にとっても、そして地域の住民や市民にとっても大変なマイナスになります。この議論の成果を、大変残念な結果にはなりましたけれども、ぜひ今後の1市3町協力して、やはりまちづくり、そして観光地としての来遊客の誘致等々やっていきたい、そういう思いは強く持っておりますので、いろいろ考え方はあろうかと思いますけれども、決してマイナスばかりではなく、大きなプラス面もあったというふうに、手前勝手で大変恐縮ですけれども、考えて、また思っております。

以上です。

議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) 今のご答弁の中で確認をしたいんですが、敗者というのはスポーツの 例えをしましたもので、敗者という言葉をあえて使わせていただいたんですけれども、今そ の中で、敗者復活は難しいというように聞こえたんですが、そういうことでよろしいのか。 それから、これまでいろいろな情報が入ってくるんですけれども、何日かの日に首長さん、今日午後4時ですか、何か会合があるとかという情報もあります。また二十何日には合併協の会合があるとか、そうした会合の中で、今後の対応といいますか、それが幕を引いてしまう会合なのか、それともまだ何か打つ手があるのか、その辺がまだ何か打つ手があるような感じも受けているんですけれども、そういうことでよろしいのかどうなのか。だとしたら、どんな方法があるのかということを伺いたかったんです。ここで終わってしまうのか、そうでないのか、その点を一応はっきりと伺いたいなと思います。

それから、予算のことなんですけれども、1市3町で既に予算案を出すか出さないかということで足並みが乱れていたと、その足並みが乱れていた議案を、今我々はここで審議、審査をすることになるわけなんですけれども、電算の予算の例を時々伺いますが、電算の予算と、この廃置分合という今回のその法定協の予算とは意味合いが全く違うと思うんですよね、電算の予算と。これは、廃置分合のこの事務を進めていくために必要な予算なんです。そのために必要な予算なんです。それが7月まではあるとはいうものの、7月でこれが終わるということじゃないわけですよ。その先を見越してこの議案が出ていると思うんですよ。ですから、それが法的にどうのということになりますと、いろいろあろうかと思いますけれども、少なくても地方自治法第222条の精神には違反していると思います。その点についてもう一度ご答弁願いたいと思います。

議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) それでは、私のほうからは、最初の敗者復活が難しいということの再質問ということでございます。冒頭言いましたように、敗者復活の意味がちょっとよくわからないんですけれども、今回こういう形で1市3町が1年間にわたって法定協議会の中で、合併しようよということで順調に26の協定項目も確認をされました。調印までされたということでございますから、これが崩れた、できないということであれば、この状況が敗者の気持ちかなというとらえ方をしたものですから、残ったレベルの状況として、じゃまた今まで議論をしているように、1市3町がだめだったら1市2町とか1市1町とかという敗者の中での復活がという意味をとったものですから、これは今まで賀茂全体での合併から、県のほうにでもその枠組みが示された中でも変更までしてもらって、1市3町、そして22年3月の支援が受けられるまでということで進めてきたことからすると、これは他の組み合わせでの再度の復活といいますか、議論は難しいという意味合いでの答弁をさせてもらったものでございます。

それから、今回の関連予算222条ということで、電算の予算とは違うなという指摘でござ います。確かに、電算は電算の議論をあれだけ熱心に皆さんにしていただきました。また、 経費も大変かかる経費でございます。そうした中で、やはり他の自治体は、何回も答弁させ てもらいますけれども、合併の廃置分合があれば、これは関連予算、今言いましたように、 電算も含め、また協議会の予算、条例制定等の関連予算、こういうものも各議会で間違いな く理解をされているだろう、そういう状況の中で、今回はやはり廃置分合で皆さんの理解を 得よう、こういうことであれば、先ほど議員も言われたように、7月までの合併協議会の予 算は既に確保してあるので、7月までの段階で、本来はもっと先までいいんですけれども、 やはり電算のスケジュールからいくと、どうしても8月1日から電算移行の作業をしなけれ ば間に合わないというようなことから、7月中にそれぞれの議会でまた協議をして、同じく 臨時議会の中で関連の予算をお願いしようということになっておりますので、我々としては、 再三言っていますように、いろいろな客観的な事情の中で、同時提案、これは非常に判断が 難しいんです、正直言って。いろいろなところへ問い合わせましたが、先ほど言いましたよ うに、それぞれの自治体の状況の中で判断をされるという、そのことからしても、我々とし てはぜひ臨時議会で議会の理解を求めようという方向に至って、今回の分離した提案となっ たものでございます。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) ご質問のありました本日4時頃から、我々首長が今日の市町の各議会の結果を受けて、どのような判断をしようかということを検討する会議を予定させていただいています。その中で、今回の議会はやはり廃置分合の議決でございますので、その辺の結果によっては、もう大変厳しい決断をするというような形になるのではなかろうかというふうに考えております。

また、23日に予定されております第13回の合併協議会につきましても、多分今日の首長同士の考え方を整理した中での協議会の内容になるんではなかろうかということで、それを今日の会議の中で決定をさせていただきたいと、こんなふうに思っています。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 昨年の6月5日に第1回のといいますか、1市3町の合併協議会が設立されて、約1年間、12回重ねて、しかも6月10日にはそれぞれの首長さん方が調印の運びになると、こういうことですから、新しい下田市を、しかも名前も下田市ということに努力

して決定したと、こういうことからいえば、市長自らこういう町をつくるんだ、こういう展望が今日聞けるのかなと、こういうぐあいに思っていましたけれども、大変何か結果と状況が違うような印象をまず受けるわけであります。そういう点で、合併によりどんな下田市になるのかと、どういうまちづくりをしたいんだと、ここの点を市長の言葉でお聞かせをいただきたいと、まず1点思うわけであります。

そして、この近隣の状況からしますと、合併がなかなか困難だという状況の中で、そうであれば、合併できなかったときの小さくても輝く自治体づくりをどうするのか、結局合併協議会というのは、合併の是非を問う場所だと思うわけです。非のほうも当然入っているわけであります。その経過の中では、南伊豆町と松崎町の議員の方々が議会決議をして、協議会から去るといいますか形になっているわけで、協議会としては、結果として個人的にお休みになったと、こういう見解かもしれませんけれども、それは形式的にはきっちりそれぞれの議会として決議をして臨んでいると、こういう経緯になっていようかと思いますので、市長として、また協議会の会長として、両町の議員の皆さん、議会の皆さんの決議をどのように理解をしているのか、またどういうわけで、この協議会の不十分な点がどこにどうあってそういう事態になったのかというところは、多く知りたいところだろうと思いますので、会長としての見解を明らかにしていただきたいと思います。

それから3点目として、そういう点では、南伊豆1市3町の新市基本計画、これに序論のところで、合併の目的が、行政体制や財政基盤を充実強化するんだと。そして、政策形成能力を一層高めるんだと、こういうことですので、合併すると、具体的にどういう政策形成能力が高められるのか。同じじゃないかと、してもしなくてもと思うわけですけれども、その点をまず明らかにしていただきたい。

それから、2点目で少子高齢化が大変進行しているという現状分析をしているわけですね、この基本計画の中で。少子高齢化が進行するのに対して、新しい市はこれにどういう対応をして少子高齢化を食いとめようとしているのか、あるいはしていないのか、こういう点が2点目、新しいまちづくりの具体的内容として、ここら辺が議論がされたのか、全員協議会の中ではそういう議論は全くありませんよと、こういう答弁もいただいているわけでありますけれども。

それから、この新市の2ページを見ますと、周辺市町村との連携、地域間競争の対応ということで、周辺市町村との連携というのはそれぞれ合併しなくても既にやってきている、この中の認識で、地域間競争が行われていると、こういう指摘があります。ここで言っている

地域間競争とは具体的に何を指しているのか。こんな地域間競争という実態がこの1市3町の中で具体的に行われているのか、あるいは東京、伊豆七島と伊豆半島のほうの地域間競争ということを言っているのか。ともかくこの基本計画そのものが、現状分析が間違っているんじゃないかというような思いさえするわけでありますけれども、ここら辺はどのような観点で、このような認識に立たれているのか、お尋ねをしたいと思います。

住民サービスと住民生活の利便性の向上を合併の効果としまして、財政運営の効率化、住民サービスの利便性の向上、広域的観点についてのまちづくりができるんだと、それぞれ書いてありますが、ここの具体的なイメージアップを含めて、どのようなまちづくりを合併して進めようとされているのか、具体的にご説明をいただきたいと思います。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) まず、名前が下田市という名前になって、市長としてどういうまちづくりをしていくのかというようなご質問でございます。これは、今までの議会の中でも、下田の現在の市長として、どういう構想を持っているかということにつきましては、るる話をさせていただいた中で、決してバラ色なまちづくりというのは大変厳しいですよと。しかしながら、いろいろな問題点、将来の数字等をかんがみますと、当然のことながら、行政基盤をしっかりつくっていかなければならない、これが1つは合併のスケールメリットの中での可能な行政基盤強化につながってくるというような答弁をさせていただいたと思いますが、私にとりましては、今現在、市長としての考え方は、そういう考え方でこの合併というのをとらえて進めてきたつもりであります。

合併協の中で、この合併についても是か非かということを決める協議会じゃないのかということにつきまして、あるいは途中から2町の議員さんが離脱したことについて、会長としてどういうふうに考えているかということにつきましては、大変残念な途中経過であったというふうに、私は認識をしております。やはり合併協を立ち上げた経過からいって、最後の最後までこの合併協の中で真摯な意見交換をしていただきたかった。議会の代表者として、それぞれの考え方を、協議会の中でそれぞれの委員さんとやり合うくらいの意見交換を最後まで責任を持ってやっていただきたかったというのが、今会長としての考えであります。12回目の協議会が終わった中で、最後まで参加をしていただきました委員の皆さん一人一人から、この協議会に携わった考え方、思いというものを発表していただきましたが、やはりそれぞれの委員さんが最後にはそのような発言をされていたというふうに、私は判断をしております。

この基本計画の中に、いろいろ今細かいことがご質問がありましたが、これは既に、この基本計画をつくる段階で議員の皆さん方にも内容説明をさせていただいておりますので、この部分が間違っているとか、この辺がおかしいんじゃないかという議論は、今日の答弁の中では差し控えさせていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 答弁は終わりましたか。

基本計画の中身につきましては、説明をお願いします。質問に対して。

企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 新市基本計画の内容についての具体的なご質問でございましたけれども、ご承知のとおり、この新市基本計画につきましては、16ページに新市のまちづくりの課題、それから18ページから新市の基本方針、こういった基本的な考え方を示しながら、今後どのようなまちづくりを進めていくべきかという、一つの計画としては基本的な計画でございまして、具体的には新市になってからさらにこれに基づく実施計画とか、具体的な予算づけをした中での推進計画を詰めていくというものでございますので、ここで書かれている内容については、一つの基本的な考え方ということでお受けとめいただきたいと思います。

以上です。

議長(増田 清君) 1番。

1番(沢登英信君) 大変この地区が少子高齢化を迎える地域であるということをうたっていながら、それに対するまちづくりが全く検討されていない、こういうことではないかと思うわけです。そして、なおこの21ページを見ますと、新市の将来像というところがここで展開されていますが、「人と自然と多彩な回廊がきらきら輝くふる里発信空間」だと。回廊だというんですね。多彩な回廊、これは何だ。国語辞典を引きましたら、細くて折り曲がっている徒歩で歩く廊下だと、こういうぐあいに書いてありますが、こういう町をつくるのかな、こういうぐあいに思ったわけですが、「人と自然と多彩な回廊がきらきら輝くふる里発信空間」、どういうイメージを市長自身がお持ちになっているのか、ぜひ発言をいただきたいというぐあいに思うところであります。

それから、財政基盤を強化するというのが大きな合併の目的になっていようかと思います。 合併すると普通交付税が125億円確保できるんだと、こういう表現を、合併協議会9号、それからまた、市長自ら住民への説明会でそうされていると思いますが、この125億円は確保されるというよりも、むしろ合併をすると交付税が減らされてしまう、それでは合併すると ころがないので、5年間あるいはその後の逓減の5年間を含めて10年間、合併しなかったとみなして交付税を交付しましょうと、こういうことですから、合併しなければ125億円そのものを減らされるわけがない、こういうことになろうかと思います。しかも合併すれば、結果として、当局が出している資料によりましても16億6,000万円、約16億円の交付税が、合併しなかったときより合併する市町村の1市3町を合わせたよりも新しい下田市のほうが、16億円を超える交付税が少なくなると、自らの資料で明らかにしていますね。それをあたかも125億円も合併すれば余分に財政が確保できるかのような説明をしている。これはとんでもないことじゃないかというぐあいに思うわけですが、どのように理解をされているのかお尋ねをしたいというぐあいに思います。

それから、県の合併推進費が6億円来るんだと。今やればこの6億円がもらえるからと、こういうことでありますが、これも電算システムの整備統合や公共施設の改修のための県からの支援策だと。むしろ合併するから必要な経費に、電算の新たなシステムをつくらなければならない形になってくるわけですし、6億円できっちり足りるという保証がここにあるのか、県の補助金だけで、合併して電算システムをつくるときに。

それから、新合併支援重点道路整備として12億円だと、県はこう言ってここにこういう資料まで配付をされていますけれども、合併しようがしまいが、この伊豆半島のそれぞれの町村にとっては県道として整備が求められている県道だと思うわけです。一般県道下田南伊豆線、下田市六丁目地内、2億5,000万円だと、事業費が。そして、一般県道南伊豆松崎線、ここは4億5,000万円だと。3の一般県道湯ヶ野松崎線、5億円だと。合併すればこういう事業を県が援助してやると、こういう表明をしているようでありますけれども、まさに県政そのものが恣意的に進められている。地域のこの1市3町の住民の意向ではなくて、県の意向で、県の支援でどんどん進められている、こういう印象をぬぐえないと思うわけです。これらの課題は、当然、合併しようがしまいが県に要望し、要請し、実現をしていく課題と考えるわけでありますけれども、道路整備についてのこの県道の見解はどのようにお考えになっているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 合併説明会の中で、多分市民の方々に説明した資料に沿って、今議員 は質問されたと思いますけれども、この間全協の中で全く同じ質問をされていまして、明快 に我々とすればその答えをさせていただいたところであります。また今日は同じご質問でご ざいますので、重複してしまうわけでありますけれども、その前に、市長として新しいまち づくりということに関しては、私は現下田市の市長でありますけれども、新下田市、新しくできる下田市の市長ではございません。ですから、当然のことながら、この基本計画の中に方向性だけはつくっておいて、新しい合併ができたときには、そのときの新市長さんが方向性をつくっていくというような形になるだろうというふうに、私は考えております。

ですから今言った交付税関係、それから6億の電算関係の県からの補助金、道路予算につきましては、前回しっかり私とそれから企画財政課長が答弁したとおりでございまして、内容につきましては125億増えるなんてことは一言も言っておりません。いわゆる5年間あるいは逓減されていく10年間の中で、このような交付税が確保できるというような多分説明であったというふうに思いますし、6億の電算関係につきましては、大変大きなお金がかかる中で1町1市1億5,000万円ずつ、4市町ですから6億円の補助がある。この中でやり遂げていきますということでありましたし、道路予算につきましては、本来確かに議員がおっしゃるように、当然必要な道路は各行政が県のほうにお願いをしてやっていくべきだとおっしゃいますけれども、なかなかそれは県のほうだって大変今厳しい状況の中で手をつけられないところがある。これは合併ができれば、特別支援道路予算ということで2億5,000万を下田市にもつけていただけるということでありますから、下田市とすれば、今までお願いしている中でもなかなか受け入れてくれなかったところについて、長年の市民要望のところを、この予算によってやっていこうということを考えていたということを説明させていただいたとおりでございます。

議長(増田 清君) 1番。3回目です。

1番(沢登英信君) 全員協議会で答弁したから議会で答弁しなくていいと、同じことの繰り返しだと、こういう発言はぜひ撤回していただきたい。全員協議会というのは意見を交換する場所でしょう。議会というのは丁々発止で市の姿勢を問う場所ですよ。全員協議会でこういう質問をしますよと予告しているようなものですよ、状態は。この議会の場所というのは、そういう市民の行政をどう進めるか、丁々発止でやる場所だと思いますよ。全員協議会で説明しているから議会で説明する必要ない、それを質問するとおかしい、こういう見解であるとすれば、きっちりそれは改めていただきたいと思います。

それから、市長がまた会長として、この合併の必要性、合併するとこういういいことがありますよと、こう言われたことそれぞれが、私の見るところでは全くそういう説明どおりになっていないと、その実態は。しかも市民の意見、住民の意見を取り入れての協定ではなくて、県の指導に基づいて進めている、したがって首長と議会との対立が生じてくる、住民と

の対立が生じてくる、こういう状況に立ち至っているんだろうと思うわけです。状況はこういう状況ですので、ぜひとも自立の小さくても輝くまちづくりを進めていく必要があるわけですね。合併しようがしまいが、下田市としてどういうまちづくりをしていくのかと。こういう点からの合併を14年から今日まで7年間、合わせますと5回、3回という副市長の答弁もありましたが、私の試算ですと5,000万円からの費用をこの合併協議のためにかけてきた。そして成果は何ら得ていない、こういう結果になっているわけですから、何でそういうことになったのか、その原因と責任はどこにあるのかということを、当然議会の中で市長は表明をすべきだと、こう思うわけですが、それについての見解はいかがでしょうか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 先般の沢登議員の質問に対しまして、同じ質問であったということはただいま申し上げたとおりであります。それは全協でご説明申し上げているという私の発言でありますけれども、私自身は全協で質問したことをこの議会で質問したことに対しておかしいとは一言も言っておりません。前回の全協の中で沢登議員が質問されたことについてはしっかりとお答えをしているということでございまして、そのときの説明で理解をされていなくて、今日の議会でまた質問されたのかということであれば、その内容につきまして、課長のほうからしっかりと前回と同じような答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

交付税関係の125億、それから電算関係の6億、それから道路予算につきましては、では 担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長(増田 清君) 企画財政課長。

企画財政課長(糸賀秀穂君) 交付税の関係の財政計画でございますけれども、ご承知のとおり、合併後の10年間について、まず最初の5年間については合併したことに伴う交付税の減額に対する是正措置ということで、残りの5年間については激変緩和に対応した措置ということでございます。

お手元の新市基本計画の45ページに財政計画がございますけれども、この中の、まず交付税の考え方につきまして、具体的に平成22年度合併当初の地方交付税70億7,900万円という数字がございますけれども、これは交付税の今後の見通しを算定するに当たりましては、平成18年度から19年度の実績に基づきまして、国の地方税財政対策ベースの交付税の削減分を見越して計算して出したものでございまして、普通交付税で64億8,600万円ちょっとですね。それから、それに4.4%の減少すると見て、それから特別交付税につきましては9億1,800万

円に4.4%の削減です。この4.4%というのは平成18、19の実績でございますけれども、こういった積み上げの中で出している数字でございまして、先ほど125億の数字が出ましたけれども、この数字がひとり歩きするものではなくて、要するに合併したときに交付税が削減される、それに対する補てん措置としての特例措置が10年間受けられるというものでございまして、先ほど市長が申し上げましたように、合併によって交付税が特別に手当てされるというようなことではございません。そういった答弁もしていないということで理解いただければと思います。

それから、合併支援の重点道路の整備の関係ですけれども、確かにこれは県の道路整備計画とか、あるいは国道の整備計画等ございますけれども、今回合併した暁には、この合併によるネットワークの構築が必要になるということで、それぞれの市町とのアクセス道路、こういった道路整備がそれぞれ必要になってくるという中で、各自治体のほうで最優先として挙げた道路課題について、県のほうで一定の採択を認めていただくような方向になっているということでございます。したがいまして、合併すれば明らかにこの道路整備が最優先として取り上げていただくことはできるということです。これは合併しなければ、この計画がいつになるのか、その辺の先行きが不透明であるというそういうことでございまして、合併した暁にはこういった合併支援の道路整備が最優先として施工されて、地域住民の利便性の向上につながっていくと、そういった理解でございますので、よろしくお願いいたします。議長(増田 清君) 最後、1番。

1番(沢登英信君) 今の課長の答弁で、言い方は違いますけれども、市長は125億は合併すれば確保できると、これが正確な表現だと、こういう言い方をしましたけれども、実態は、合併すれば125億は減らされてしまう、10年後はさらにそれだけ減らされてしまう。それでは合併するところがないから、合併しなかったとみなして、125億を5年間、あるいは後の5年間は逓減的に保証しましょうと、125にしましょう、こういう内容が正確な内容だという答弁をいただきましたので、それはそういうぐあいに理解をしたいと思います。

それから、合併することによってスケールメリットがあるんだと、市長はそういう発言をされています、副市長も。具体的にこの1市3町が合併して、スケールメリットがどこに出てくるんですか。出てきませんよ、現状は。むしろメリットどころかデメリットのほうが多く出てきているんじゃないですか。どこにどういう理由で、どれだけのスケールメリットが出てくるのか、最後に明らかにしていただきたいと思います。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) スケールメリットにつきましては、10年後のいわゆるこの地域の、先ほど議員がおっしゃったように、高齢化の問題、人口減の問題、税収の問題、こういう数字がもう既に皆さん方にお示ししてあるはずであります。こういう中で、当然のことながら、ではそういう状況になることがわかっていて、今現在何もしないで、ただこのままを見ているのかということが、今回のやはり1市3町が合併をしなければという議論から始まった一つの大きな目標だったというふうに思います。

ですからその中で、説明会の中でも私も述べておりますように、やはり行政の財政基盤を強化していくというのが、一つは合併の大きなメリットであるというように思います。だから今一番行政の中でお金がかかるのは、投資的経費は別として、やはり人件費の問題が前々から大きく問題視されている中で、これをやはり10年間の中で経費を削減をしていくということが、逆にこの人件費の減が住民のサービスのために使える行政の施策にかわってくると、こういう説明をさせていただきました。ですから、我々首長の減、それから議員さんの減、職員の減、これによって10年後には、1年間の人件費だけで約6億9,000万円ぐらいの原資が出てくる、こういうものが逆に、その時点でかかってくる高齢者のための、いわゆる医療費だとか、福祉問題がさらに大変な行政負担になってくるであろうというものを、住民ニーズにこたえられる行政の施策として体力をつけていく必要があるということは一つは大きなメリットになろうかと思います。

それから、観光で生きている4つでありますから、4つの市町が単なる地域の競合をしていてもしようがないと。やはり4つの持っているそれぞれの宝を、力を合わせることによってその4つの力が5つにも6つにもなってくるというようなメリットがある、こういうことは説明をさせていただきました。議員が今おっしゃるデメリットのほうが大きいということであれば、そのデメリットをご提示していただきたいと思います。

議長(増田 清君) ほかに質疑はありませんか。

[「5番」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) ここで質問者に申し上げます。

午後1時まで休憩したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 1分休憩

午後 1時 0分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第39号に対する質疑を続けます。

5番。

5番(鈴木 敬君) 今回の廃置分合の議案の上程について、こんな議案を上程するのがおかしいんじゃないのかなんていう声が議会の中からもちらほら聞こえてきまして、そういう人たちの意見は大きく2つの理由があるようなんです。

1つは、この議案の上程に関連する予算案がついていないじゃないかというのが1点、もう一点は、この間の南伊豆町あるいは松崎町の議会の動向から見て、合併は実現の可能性がないんじゃないのか、実現の可能性のないような議案をなぜ上程するのかというふうなのがその理由らしいんです。そこら辺の点について、先ほど来の議論で関連予算に関しては、いろいろ当局のほうの考えをお聞きできましたが、実現の可能性のないようなものをなぜ上程するのかというふうな、そういうふうな声に対しては、当局としてはどのようにお考えなのかお聞きします。

議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) ご承知のとおり、今日午前中に関連の3町のやはり議会が開催されまして、同時提案しております関連議案、結果が出ております。大変我々としても力が抜けるような結果でございました。そのとらえ方をしても、今議員が言われたように、実現の可能性のないものをなぜ上げるのか、これは今まで延々と1年間にわたって合併協議会の中で、民間の方々の委員の参画もいただきまして、大変激論を戦わせてきました。その結果、何度か報告していただいているとおり、26の協定項目もいろいろありましたけれども、何とか確認をしていただきまして、先ほども申しましたが、4首長によります調印も終わっております。これは合併をそういうふうに進めてきた一環のルールとして、やはりけじめをつけるべきだという意見も、今まで他の議会からも言われてきたところでございます。

そうした中で、いろいろと幹事会等々でも議論をした中で、これはもうこういう形で、日時を同じくして議会の判断を仰ごうということでの今回の提案でございまして、可能性がないから、では例えば当局側からすべてこういう議案については今回はもう出すのをやめようという意見もなかったわけではございませんけれども、やはりけじめとして、これは議会に託そうということが1市3町の合意で、同じくして出させていただいたものでございます。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) 1市3町のうちの3町、河津町はどうやら可決したらしいです。南伊

豆町、松崎町は否決されたらしいです。そういうふうな結果を受けているんですが、当初から予測されたような結果が出ています。

これで今回の1市3町の合併がほとんど可能性がなくなった、ジ・エンドになるのかどうなのか、そこら辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

今回の廃置分合の議案、議決というのは、私としては1市3町の合併がだめだと、でもこの間ずっと延々と努力して、合併協議会等と続いて努力してきた結果、そのことについて何らかのけじめをつける、あるいは今回の1市3町の合併について幕引きをする、そのようなためにも絶対必要な議案の上程であり、この議会での議決だと思っております。私としては、そういう意味でも、儀式的なものとしても絶対やるべきものだと思っております。この下田市の議会で、それの廃置分合の議案についての議決をして、賛成にしろ反対にしろ、そのほかの2町が反対した場合、現実的な可能性としては合併はできないんだと思いますが、そこら辺について、今後の幕引き、それをどのような形で、これから完全にだめになっていくところまで幕引きをどのような形で進めていくのか、市長としてはどのような、今後のセレモニーをどういうふうにやっていくのか、お考えをお聞きします。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 今回は、もう既に3町の議会の議決の結果が出ているわけでありますが、これによって、合併の可能性はということはほとんどやはり厳しいという判断をせざるを得ないというふうに、今私自身は思っております。

しかしながら、1年間にわたりまして合併についているいろ議論をしてきた、あるいは合併協議会の中で26の項目につきまして、しっかり4つの市町が確認をして調印をして、今回の議会に諮っているわけであります。ですから、冒頭のあいさつで述べましたように、この合併に対して下田市の議会はどのような考え方でずっと見守ってきたのかという答えは、しっかりこの議会の中で出していただきたいというふうに思っております。

今後の、今セレモニーとおっしゃいましたけれども、それは先ほど言いましたように、今日この後、4つの市町の首長、それから副市町長、集まっていただきまして、対応を検討させて、統一見解を出させていただきたいというふうに思っております。内容につきましても、当然その後の記者会見、あるいは23日に予定されております合併協議会の中でしっかりとお答えをさせていただきたいというふうに考えているところであります。

議長(増田 清君) ほかに質疑ありませんか。

3番。

3番(伊藤英雄君) 何やら合併の可能性がないものを提案するのはおかしいという意見が 議会にあるというのを、私も初めて知りまして、そういう意見があるんだなと思ってちょっ と驚いたんですが、議会の議案の提出そのものは、合併協議会で協議の結果が出ましたので、 これは出さざるを得ないということだろうと思います。

ただ、出す以上は実現をするというのが前提でありまして、提案理由の中にも、合併をするために出すというふうに書かれてあるわけでありますから、当然、合併ができるということが前提になければおかしい。そして、今年度合併するためには幾らかかるのか、この経費を出すのも、これまた至極当然なことであります。したがいまして、提案されるのは結構なことでありますが、提案については2点ほど問題がありますと、こういうことであります。

既に松崎町、南伊豆町の議会が否決しておりますので、今度の合併についてはできないことがはっきりわかったわけであります。しかしながら、電算システムの場合でも、3月までには何とかなるんじゃないか、その小さな可能性にかけたいと、こういうお話があったわけでありますが、この間、私は合併はするべきであろうというふうに言ってまいりました。最終局面において、こういう提案がなされたことが、非常に残念であります。

なぜこういう局面に至ってしまったのかということを振り返れば、一番最初に松崎町議会が協議会への参加を否決しました。その後、住民により合併協への参加が決まったわけでありますが、松崎町議会の反対ということは明確でありましたから、松崎町議会の議員さんに、どのようにして合併について理解をしていただくのかということが、何より先決であったんだろうと思います。しかしながら、この間ほとんど松崎の反対派の議員さんとのコミュニケーションがとられていなかったんではないかという気がいたします。

象徴的だったのは、3月議会において、南伊豆町議会と松崎町議会が合併協の予算を否決し、脱退決議をしました。これは大変重い決議であります。しかしながら、合併協は、この脱退決議により出席しなかった2町の議会代表4名の方を、まるで無断欠席か病欠であるかのように、出席率は足りているので会議は無事成立しましたということで、引き続いて協議を続けたんでありますが、南伊豆町、松崎町の議会の議決を余りにも軽んじた、この合併協の姿勢が反対派を硬化させ、まとまらなかったんだろうと。これは象徴的には3月議会にあらわれているわけでありますが、この1年間において、やはり考え方は違っても、反対派の議員の方と胸襟を開いて、その反対派の議員の言うことも聞き、折り合うべきときは折り合って進めれば、私はあるいは合併はできたのではないかというふうに感じております。

最初の質問は、今回、非常に困難になった合併でありますが、合併ができる可能性はあっ

たのかなかったのか。僕はあったと思います。不幸にして、合併は今できない状況に陥っていますが、あったのではないか、やはり進め方に問題はあったんじゃないか。特に一貫して感じているのは議会軽視であります。最終的な3月局面においては脱退決議、この決議をほとんど無視しました。予算案についても何やらへ理屈をこねて、予算はなくてもいいんだ、予算がなくてもいいということは僕はないとは思うんですが、合併協の中では、副市長が説明されたように、当然協議の中で提出されるものでありますから、協議が整わなければ、これまた提出できない、この理屈も理解できますが、協議が整わないこと自体に問題がある。下田市のこの新市の町の基本構想の中でも、私が一般質問で取り上げたように、下田の歴史については何にも触れていません。歴史の「れ」の字もない。合併がそれぞれの町のいいところを伸ばしていくものであれば、下田にとって、下田の歴史というものは大変大きい貴重なものであります。しかし、それを新市の中に取り入れられなかった。協議が整わなかった、こういうこともまた問題であったろうと思います。したがいまして、合併ができなかったこと、この可能性がなかったかどうかということ、それから議会を軽視してきた結果が、今日のようなこの破綻につながったんじゃないかということであります。

その2点と、最後に、この提案によって合併を終わらせることについては、私は大変不本意であります。この間の議論の中では、7月いっぱいまで可能性はあるというような話も出ておりました。最後の最後まで努力をむしろ続ける必要があるんじゃないか。これまでの経緯でいえばそのように考えますが、いかがでしょうか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) まず、議員がおっしゃいました、反対をしておる他町の議員さんとのコミュニケーションがどうなっていたのかというようなことにつきましては、多分いろいろな面で情報は入っていると思いますが、当然我々は、反対している議員の方々も何人かは親しくしている、あるいは知り合い、全く面識のない議員さんもいらっしゃいました。ですから、当初、合併協への参加の問題等につきましては、当然何らかの形として、合併協の会長としてお願いをした経過がございます。しかしながら、反対派の議員さんからは他町への介入ということで大変批判を受けた事実もございます。当然その町の町長さんに事情をいろいる聞いたりなんかいたしまして、今後私どもが積極的に介入をしていったほうがいいのか、あるいは町長さんの判断で、議員さんの考え方を変えていただくような努力をされるのかということは、もう何回も話し合いをさせていただいた中で、自分の町の議会については私どもに任せてくれというのがそのトップの答えであります。合併協の中でも、それぞれの議員

さんから、そういう当然ながらご質問が出ますし、そのときにやはりその町のトップとして 議員さんとしっかり話し合いをしていきたいという答えが出ていたのは事実であります。で すから、我々が手紙を出したり、電話をしたりということが、反対派の議員から他町への介 入ということで、その点を逆に、何でおれらが下田の市長からそんなことを言われなければ ならないんだというところまで、逆効果になっていたという事実もございますので、その辺 は長い1年間の流れの中で適切な判断をしながらやらせていただいたつもりであります。

それから、脱退決議をした両町の議会の決議を無視しているんじゃないか、あるいは軽視しているんではないかということにつきましては、当然これは議会の決議でありますから重く受けとめておりますが、ただ合併協というものは、法的に立ち上げた、これは議会の議決、あるいは住民投票の結果によって立ち上げられた法的な協議会でありますから、そこの一員としてなっていただいた以上は、やはり先ほど答弁しましたように、最後まで議員としてその中で反対理由なり何なり、ほかの議員さんと議論を戦わせていただくということが必要ではなかったかなという判断はしております。ですから、無視だとか、軽視したとかという思いはございません。4人の議員さんが途中から出席をしなくなりましたが、やはり合併協の規則どおりに、これは4人の議員さんが抜けても、ほかの議員さんがしっかり考え方を述べていく協議会でありますので、これは尊重しなければならないというのが会長の立場であったというふうに考えております。

新市のまちづくりの中で、下田が歴史を持っているということについて、何も触れられていないんじゃないかということは、前に下田の議会の中でも伊藤議員がご質問されまして、そうじゃないよと、中にしっかりこういう面でこういううたい方をされているんじゃないかということは答弁をさせていただいたとおりでありまして、全くないということではなくて、しっかりうたわれていたというふうに、私は認識をしております。

議長(増田 清君) 副市長。

副市長(渡辺 優君) 答弁漏れにつきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

予算編成が整わなかったこと自体がおかしいという質問でございます。これは確かに今まで答弁したとおりの経過を踏まえていたわけでございますが、やはり3町におきましては、合併が成りさえすれば、これは関連予算は理解がいただけるということで、この議決さえあれば、それほど時間を置くことなく、関連予算はそれぞれ提案をして理解を求めようということでございますので、この時点で整わなかったということは、それぞれ今までの経過で、議員も十分承知かとは思いますけれども、いろいろその自治体の事情がありまして、今回整

わなかったということでございます。

下田市は幸いにして、議員の皆さんも合併の推進に向かっては大変理解をしていただいておりますから、何回か申しておりますけれども、幹事会の中でも、ぜひこの際関連予算をということでお話をしたんですが、今言いましたように、その後でも間違いなく廃置分合の理解がいただければいけるということからして、このような提案の仕方になったものでございます。

それから、これは私が答弁するかちょっと迷いますけれども、合併を終わらせることは大変不本意だということで、これは当然市長も私どもも、これまで本当に多くの方々の理解と協力をいただいて、いろいろな部分で協議をしてきました。何としてもこの努力を結果にあらわしたい、この思いはもう人一倍強いものがありまして、下田市の議会においても多分そのような意見を持っている方も多くいらっしゃるかと思います。しかし、現実、先ほどもちょっと述べましたが、県の示された枠組みの中でなかなかできなくて、変更までして22年3月までにというスケジュールの中で議論をしてきた。これはなぜかということは、私が言うまでもなく、皆さんも理解をしていただいていることと思います。そうした経過の中で、今、不本意でありますけれども、これは今後首長会議等々がありますから、そういううちの市長からも多分発言がされると思いますけれども、現実的には大変厳しいなと。でも、これは当然にトップ同士の判断もありますから、今後の協議を待ちたいと思いますけれども、何度も申しますが、大変厳しいなと思っております。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 反対派の議員さんが何で自分の町に干渉するんだと言いましたけれども、そもそも反対派の議員さんたちにそういうふうに受け取られることが問題なんですね。初めから合併をするために説得に来たんだと。松崎町の反対が気に入らないんじゃないかと、こういうある種色眼鏡で見られていたということなんでしょう。しかしながら、話し合いをするには、そういうことではないと。別に合併を押しつけるために来たんじゃないと。むしろなぜ合併がだめなのか教わりたいと、こういう謙虚な姿勢で行けば、僕は話し合いは可能だったんじゃないのか、どこか合併を押しつけるようなイメージを持たれてしまったところ、そういう姿勢に問題があったんじゃないのかなというふうに感じております。

それから、松崎町、南伊豆町、これはそれぞれの町長さんが責任を持ってやるんだと、説得するんだと、こういう姿勢できたということであれば、説得できなかった松崎町長、南伊豆町長の責任は大変重いと、こういう結論に達しざるを得ないわけなんですが、そういう結

論に達しておられるのか。昨年12月の電算システムで否決されました、南伊豆町、松崎町は。 このとき既に、合併まで、この6月に提案するまで約半年足らずの間に松崎町、南伊豆の議 会の説得ができていないということが出ておったわけであります。そのときに、本当に松崎 町、南伊豆町の町長さんがやってくれりゃいいんだから、こういう姿勢でいって、それで本 当にそれだけでよかったのかどうか。非常に難しかったんじゃないか。やはり、ある意味反 対派の人のことも、意見も受け入れるという姿勢がなければね、特に僕は3月議会は、個人 の率直的な感覚を言えば、あそこで合併協は一旦休止すべきだったですよ。休止をして、松 崎町、南伊豆町の議員さんと胸襟を開いて話し合い以外に道はなかった。あそこで既に今日 の事態はもう99%決まっていたんですよね。脱退決議をしたということでね。だから、もう あそこで実質的には僕は終わったんだろうと思いますよ。あそこで休止をして話し合いに入 って、あるいは一縷の望みがあるんだろうけれども、そして脱退決議して議員が来なかった というこの重みを、本当に、それこそ病欠だ、無断欠勤のごとく軽く扱って、ただ人数が4 人減っただけだと、4人の欠席だという、それは形式論でいえば、そのとおり4人の欠席で すからね、会議としては成立するんでしょう。しかし、その4人は最終決定権者なんですよ ね、議会代表という。最終決定権者4人が来ないことを、単に4人が来ていないけれども会 議は有効に成立しました、そんな形式主義でいけば、脱退決議をした議会としては、ばかに するなこのやろう、こんな思いを僕は持ったんじゃないだろうかと。

実は、この合併協の中でずっとそういうものが底流にあって、そして今日合併が破綻したんじゃないのか。いや破綻したということは正確じゃないですね。破綻が明らかになったんです。もう結論が出たことではありますけれども、その責任、その経緯の反省、これらはやはりしておく必要があると思うんです。いかがでしょうか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 今回の合併の最終議決が今日行われまして、南伊豆と松崎が議会が否決しました。ですから、議会を説得していくという両町長の責任なのかということにつきましては、これはもう首長の考え方でやられてきた努力が実らなかったという判断しかできないと思います。私がその責任をどうこうという問題じゃないと思いますし、どなたにもそれは、それぞれの当局と議会とのいろいろな確執の問題、あるいは個人的な問題等があっての結果でありますから、これはもうその結果を尊重するしかないという立場でいかざるを得ないと思います。

4人の議員さんが出席をされなくなった、最終決定者じゃないかということでございます

けれども、決してそのお2人同士が決めるということではない、やはり最終的には議員全員の総意でもって議決がなされるわけでありますので、これは先ほど申し上げましたように、合併協議会という法的に立ち上げられた協議会の中では、最後までしっかりとした議論をして、合併に向かっていこうという4人の首長の考え方を述べながらやってきたわけでありますし、それぞれの町長さんたちも、最後まで議会の可決を目指して努力をするということを、全員の協議会の中ではっきりとみんなの前で決意を述べているわけでありますから、それはやはリトップの気持ち、あるいは言葉として尊重しなければならない。伊藤さんがおっしゃっているのは、やはり議員さんの立場としての発言であろうと思いますし、我々は首長の判断で、これでよしという判断でやってきたという、その違いがあろうかと思いますが、これは結果として大変残念な結果になりましたが、やむを得ないのではなかろうかという判断をしております。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 一部、市長の認識に誤解があるんじゃないかと思いますが、4人の議員さんが欠席したのは、議会の脱退決議を受けてであります。4人の議員さんが、個人的に今日は忙しいから行かないとか、出たくないから出ないということではなく、南伊豆町議会、松崎町議会の合併協からの脱退決議を受けて、議会の意思としてこれは欠席されたと、こういうふうに認識しておりますが、今の市長さんは、議員個人の考えであって決めるのは議会だというような答弁がありましたけれども、議会が決めた結果として4人の欠席があったと、この重みの問題なんですよね。したがいまして、最終決定権者である議会が、合併協から抜けますよと、こういう議決をして、その議決の上に立って欠席があった。その欠席を、さも4人欠席しただけだと、会議の成立には何の問題もありませんよという、こういう合併協の決定が、議会の軽視あるいは無視と、こういう理解を、松崎町議会、南伊豆町議会がしたのではないか、私自身も3月における合併協の取り扱いについては、ほぼ議会無視の対応をしたんだと、こういうふうに考えております。

それから、首長の立場、議員の立場とおっしゃいましたが、それは首長の立場、議員の立場はあるでしょう。しかし、この間の説明によれば、松崎町長が松崎町議会は説得するからおれに任せるというから任せたよということであります。そして説得できなかった。12月議会においても、電算システムが否決されましたように、もう松崎町長さんが議会を説得するのは非常に困難だということはわかっていたわけですよね。そこで打つ手は本当になかったのかと。やるだけのことをやったから仕方がない、これはもう客観的にはそのとおりであり

ます。しかし、政治は結果責任であります。やると言ってやれなかった、しかし、力及ばず してやれなかった、しようがないよということであればしようがないんでしょうけれども、 政治の結果責任ということについてはどのようにお考えになるのか。

そして、今私が非常に悩むのは、この提案は合併をするためになされた提案であります。しかし、今、松崎町議会、南伊豆町議会の否決を受けて、この提案は実質的な意味を失っておるわけです。なぜなら合併ができないことが明確になったからであります。提案は、合併をしますか、しませんかという提案であります。合併に対して賛成の考えを持っていますか、反対の考えを持っていますかというアンケート調査のような議案じゃないんですよ。合併をやりますか、やりませんかという提案なんですね。答えは「できません」なんですよ。合併に賛成だからこの議案に賛成して、合併に賛成だったことを明らかにしてくれ、そういう性質のものじゃないんですよ。それならここに、提案理由、合併するためじゃなくて、下田市議会の合併に対する考え方を賛成であることを明らかにするため、こういう提案であれば、私はもうもろ手を挙げて大賛成しますよ。しかし、そうじゃない。下田市は合併をするんですか、しないんですかという提案なんですよ。それがこの提案理由ですよ。答えはできない。このことについてどう考えるんですか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 答弁の中で、議員とちょっと認識が少し違った部分が感じられたんだというふうに思いますが、決してその4人の議員さんを軽視しているとか何とかということはございません、はっきり申し上げまして。しかしながら、議会が合併協から抜けるべきだという決議をしたという、この重さは当然どなたも決議の重さというのは受けとめられていたと思います。その段階で、そういう決議をした町の町長さんが、じゃうちの議会はこういう決議をしたから、とてもこれは最後までこれをひっくり返すことはできないと。途中で合併協から抜けるというご判断をすれば、こんなに最後までいくことはなかったというふうに思います。

しかしながら、この2つの議会を受けた町長さんは、最後まで議員さんを説得すると。この中で抜けないで、私どもが努力をしますということを、皆さんの前ではっきりと誓っているんですね。これはこの首長の発言として、やはり重さは受けとめなければならないというふうに思います。ですから、そのために最後のこういう廃置分合の議会、合併協の協定項目が決まった中で4人の首長がサインをして、じゃこの内容で議会にかけましょうと。その中でもし可決がすべてできれば合併に向かって進んでいけると。議会の決議と内容的に全く変

わらずに、否決をした町があったらこれはだめであろうという判断は、我々も当然持っているわけですから、そのために今日結果が出たわけであります。

伊藤議員がおっしゃるように、もう合併ができないものをこんな提案をしてもしようがないじゃないかということじゃなくて、やはり同時提案でこれは各市町、同じ議案を出させていただいています。その中で、合併のところのほかの町がもう否決したことがわかっておっても、やはり町の姿勢として、合併の方向性をしっかり示した町もあるわけであります。ですから、私は、冒頭にお願いしましたように、この下田市議会としてこの合併のこの提案に対してどのようなご判断をされるのかということを、承認を、賛同をしていただきたいというお願いを冒頭にさせていただいたわけでありますので、そういう議論をされてしまうと、やはりその提案の内容についてはアンケート調査の内容を見ているじゃないかと、この下田が合併をするのか、そういうのだったら合併ということじゃなくて、合併に向かっての気持ちというような提案でよかったら、おれはもろ手を挙げて賛成をするよというようなことでございましたけれども、そういう意味合いも込めての提案だというふうにご理解をいただければ幸いであります。

議長(増田 清君) いいですか。最後もう一度だったらいいですよ。 最後。

3番(伊藤英雄君) 1つ答弁漏れで、結果責任についてはまだ答弁をもらっておりませんので、最終的に、それこそみんなの前で責任を持って議会を説得すると言った2町長、結果責任もあるでしょう。そういうことで、市長は合併協でまた最高責任者として、その2町の首長さんの言葉を信じて、本来であれば2町の議会が脱退決議をした時点で協議はすぐにやめて、そして説得に行く、これが僕はあるべき姿だったろうと思うんですけれども、2人の首長を信じた、結果だめになった、この責任者である市長、それから2町長、このことに対する結果責任というものについてはどのように考えられるのかということですね。

もう一つは、ずっとこの間ほかの議員さんとの議論も聞いて、違和感をずっと持っていたことが1つありまして、それは、合併協議会は合併をするためにどんなまちをつくるのかと、基本的には合併をすることを前提にやるのが合併協議会なんですね。合併をしますか、しませんかというのは、合併協議会で本来議論すべきことじゃないんですよ。既に合併するということを前提に合併協議会は立ち上げられているはずなんですよね。今回の合併協議会には私は参加しませんでしたけれども、前回の下田市、南伊豆町、河津町のときには合併協議会の協議委員として参加しましたけれども、それはもうすべて合併することが前提ですよ。し

たがいまして、どんなまちにするのか、まちづくりはどんな方向にするのか、議員の数はどうするんだ、予算はどうするか、合併協議会は本来的に言えば、合併を前提として具体的なまちづくりの方針、合併後の方針について議論する場であって、合併が是か非かなんていうことを議論する場じゃないんですよね。したがいまして、合併反対派の議員さんと、じゃ本当に合併しないほうがいいのか、合併したほうがいいのか、これをやるのは実は協議会の場じゃできないんですよ。したがって、非公式の話し合いの中で、この合併というのは進めざるを得なかったんです、本来的にはね。だけれども議員さんの中にもそういう考えの方がおりました。市長もそういう考え方があるような発言をなさっておりましたけれども、反対の議員さんに協議会の中で議論していただければよかったなんていう発言がありましたけれども、合併協議会には私参加していませんが、恐らく合併協議会の中では、合併是か非かなんていう議論はなされなかったと思いますよ。また委員さんの多くは、こんなところへ来て、協議会まで来て、合併するのしないのなんていう議論はおかしいじゃないかと。合併前提でしょうと思っておられる委員さんがほとんどであったんじゃないかと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 結果責任ということにつきましては、協議会の中で町長さんが最後まで議員を説得する、あるいは自分の身をいわゆる引いてまで、町長を辞職してまで住民に問うという行動までしていただいたわけでありますね。だから僕はやはりこういうことに対しましては、町長さん最後までしっかり議会の反対派の議員さんを理解していただくような努力をされていたと思います。住民投票まで持っていくという町もありましたけれども、これも拒否されたと。じゃ民意というのはどこにあるんだというような議論まで起こりましたよね。ですから、そこまで町長さんはいろいろ考えてやっていただいたということにつきましては、今回大変残念ながら議会を説得できずに否決になってしまいましたけれども、それぞれの首長さんは、やはりみんなの前で約束したとおり、最後まで努力をしたということを信じるしかない。ですから、それに対しての結果責任なんて、私の立場からとても言えることではないし、努力をしていただいたということには、逆に敬意を表したいということで、ただ結果としてこのような形になったという理解をせざるを得ないのかなというふうに思っています。

議長(増田 清君) ほかに質疑はありませんか。

〔「合併協が合併の是か非かを議論する場じゃないんじゃないか」と呼

ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 市長。

市長(石井直樹君) 合併協は合併の是非を、決して合併協の委員が合併をするべきじゃないとか何とかということを決める場ではないんですけれども、意見はやはり戦わせる場所だというふうに思いますし、ですから、反対的な意見も結構出たじゃないですか。合併に対して反対の意見。ですから、これはこれでいいと思います。ですから、今議員がおっしゃるように、合併協で合併の是非を決めるものじゃない。それは最終的には議会なんですよね。それで、今日の日を迎えているんだという理解をしております。よろしいでしょうか。

議長(増田 清君) ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議顕となっております議第40号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第41号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第42号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

会議時間の延長

議長(増田 清君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしま

す。

これより総務文教委員会を開催していただきたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時45分休憩

午後 3時50分再開

議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第39号~議第42号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 日程により、総務文教委員会に付託いたしました議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について、以上4件を一括議題といたします。

これより、総務文教委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

田坂富代君の報告を求めます。

7番。

[総務文教常任委員長 田坂富代君登壇]

総務文教常任委員長(田坂富代君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定しましたので 報告します。

記。

- 1.議案の名称
- 1)議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について。
- 2)議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。
- 3)議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について。

- 4)議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について。
  - 2.審査の経過

本日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より糸賀企画財政 課長の出席を求め、説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

- 3.決定及びその理由
- 1)議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2)議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3)議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4)議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

議長(増田 清君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

9番。

9番(増田榮策君) 一、二点お伺いいたします。

この提案理由は、1市3町が合併するための廃置分合に対する議案でございますけれども、本会議でいるいるとやりとりがあったように、合併に賛成した者として非常に困るわけですが、既に午前中、松崎町、南伊豆町が議会で否決したということを受けて、果たしてこの議案の意味が、どれだけのものが賛成しても反対してもあるのかなという素朴な疑問があるわ

けですが、その委員会の中で賛成と反対の理由の主なやりとりはどういう趣旨ですか。

[総務文教常任委員長 田坂富代君登壇]

総務文教常任委員長(田坂富代君) まず、反対に関しましては、今増田議員が言われたようなことよりも、下田市にとり問題が非常に多い合併であると。実態は、合併したところは大変厳しい。5年後には地方交付税等激減してくると。合併すると破綻するのではないか。その他いろいろ都市計画税の問題、他町は既に否決されているところもある、小さくても輝くまちづくりをしていくべきだというのが反対の主な理由でございました。

賛成につきましては、法定協のあり方については多少問題もあったかもしれない。基本的な考え方として、下田市は合併を推進するという方向でやってきた。他町の否決もありましたが、下田の議会としては合併すべきという方向でいくべきだというのが賛成の意見でございました。

以上です。

議長(増田 清君) 9番。

9番(増田榮策君) 今の反対の討論はいろいろ中身に問題があったということだと思います。賛成の意見としては、推進してきた下田議会としてはこれを通したいと。メンツを立てるというような、僕は意味合いではないかと思いますけれども、そこで、この合併が完全に、要するに倒産した形になっていますが、現状は。民事再生法みたいに何らかの救う措置があるのかないのか、あれば継続ということもできるんですが、果たしてこれを賛成してもただメンツを立てるだけで、今までの議会のあり方をするだけで意味があるのかなと、僕は素朴に思うんです。委員会の中では、この問題以外にもう一つの意見として、継続とか、まだ先の見通しが少しでも残っていればこれを通したほうがよいというような意見があったのかないのか、その辺のことをお伺いします。

### [総務文教常任委員長 田坂富代君登壇]

総務文教常任委員長(田坂富代君) 継続に関しましては、伊藤委員から動議が出されまして、そのことに対する賛否はございました。否決という形で、今回こういうことになったわけですが、継続を......

#### 〔発言する者あり〕

総務文教常任委員長(田坂富代君) 申しわけありませんでした。

訂正します。名前を取り消してください。

ある委員から、継続審査をすべきだということで動議が出されましたが、それは否決とい

う形になりました。

継続しても可能性があるのかということについては議論はされていなかったと思います。 以上です。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

2番。

2番(藤井六一君) 本会議でもいろいろ意見が出尽くしておりましたけれども、この合併が事実上破綻しているわけですよね。その破綻した理由について、委員会で何か出たでしょうか。賛成とか反対とかの意見でなくて、合併そのものが破綻した理由はどこにあったんだろうか、そうした審査が行われたのかどうなのか、1点伺います。

それから、今日のこの議案審議に当たって、下田は下田なんだと、他町は他町なんだと。 だから、下田は下田市議会としてきちっとけじめをつけるんだという形で審議、審査が行われてきたと思うのです。しかし、予算に対しては、他町との連携というか、いろいろ他町との話し合いの中で予算は出さないというようなことで、結局予算のない議案になったというような説明を伺ってきたんですけれども、何か非常に矛盾している、下田は下田、下田独自でいくんだと言っていながら、予算については他町の顔色をうかがったような形になっている。そうしたことについて、委員会で審査が行われたのかどうなのかお伺いします。

[総務文教常任委員長 田坂富代君登壇]

総務文教常任委員長(田坂富代君) お答えいたします。

合併が破綻した理由について議論があったのかということでしたけれども、こちらについては議論はしておりません。

2番目の下田市は下田としてきっちりと予算措置をすべきだというお話ですよね。予算を 出さないことに対して議論がされたかという質問でよろしいですか。

2番(藤井六一君) そういうことではなくて、この議案は、下田は下田なんだと。だから 下田としてきちっとけじめをつけるんだ。だから、この廃置分合については、下田は下田と してきちっとやってほしいということ。ただ予算に関しては他の町といろいろ協議して、予 算をつけない、他の町がつけない、だから下田だけつけるわけにはいかない、だから歩調を 合わせたんだというような説明があったんですよね。そうすると、その2つが矛盾している んじゃないのかなと。そういう審査があったのか、なかったのかということです。

〔総務文教常任委員長 田坂富代君登壇〕

総務文教常任委員長(田坂富代君) 矛盾についての審査は、発言はなかったと思います。

以上です。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

### 〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合について の反対意見を述べさせていただきます。

合併協議会で既に皆さんご案内のように、12月には電算に関連します予算が否決されると。3月ではご案内のように、松崎町及び南伊豆町で合併協議会からの脱退決議がされると、こういう経過を踏んでいますので、当然この合併が破綻をするということは、だれの目にも明らかであったと思います。ところが、この4首長さんはそうでない立場をとって強行をしてきた、こういう経過になっていようかと思います。まさに議会及び住民の意見に耳を傾けようという姿勢ではなくて、県の意向のもとに自らの考えを議会に押しつけると、こういう形で進んできていようかと思います。

したがいまして、その4首長、特に下田市長の会長としての責任を自らこの協議会の中できっちり責任を果たすという態度をとらずに、4首長で各議会に提出して、否決されるのがわかっていながらそれを強行すると、こういう姿勢に乗ってきたと思うわけであります。したがって、まさに自らの責任を自らの責任で果たそうとせずに、議会にその審議を委ねると。

議会としても、実現性がない議案を1日かけて審議をする、こういう経緯になっているわけであります。しかも、可決されたときの予算さえ措置がされていない、議案としても不十分なものだと。まず、その前段におきまして、議会としても、当然これは審議の対象にならない、否決だ、こういう姿勢をとらなければならない議案であろうかと思います。

さて、次に、合併するという内容から見ても、大変大きな矛盾を含んだ合併案であると思います。合併の背景と必要性ということで、行政体制や財政基盤を充実強化するんだと、政

策形成能力を高めるための合併だと、スケールメリットがあるんだと、こう説明をしておりますが、合併をしますと、1年間で16億6,000万円も地方交付税が減るということが、当局の資料で自ら言っているわけです。10年間では125億円の地方交付税が減らされると。しかし、今合併すればその5年間だけは保障される、5年後には1年間で16億6,000万円ずつ削られていく、こういうことになるわけですから、既に合併した自治体の中で、財政破綻、地方交付税が大変減らされてしまって大変な状態になっているという自治体を多く聞くわけであります。そういう見解のもとに、当時の鳩山総務大臣が「これ以上の合併は進めるべきではない」、国自身が方向を既に出してきているわけであります。ですから、その実態は、合併すればするほど下田市にとりましても、財政破綻を5年後には明らかに来してくる、こういうことにならざるを得ないわけです。

しかも、首長さんの数が4人いるのが1人になる、あるいは議員が26人で済むと、しかし、これらの職員や議員や首長については、それぞれの交付税の算定の基礎に入っているわけです。必要でない人件費は当然削減をすべきです。その自治体にとって必要な人件費まで削減をするということは、その人件費分を他の市民の要望のために回せるということではなく、地方交付税が減らされてくるという結果になるわけです。10年間で9億6,000万円ですか、市長は人件費が削られると言っていましたけれども、1年間で地方交付税が16億6,000万円も削られるんです。削られる理由はさっき言ったように、その中には人件費分も当然入っているということになるわけです。

結果的に、1市3町に国から来るべき交付税が減らされ、全体の歳入が減るわけですから、 この地域での歳出も減ると。ますます疲弊化をしていくと。財政的にもそういうぐあいにな らざるを得ない合併であると言えると思います。

しかし、スケールメリットがあるという言い方をしていますが、国が示しておりますスケールメリットというのは30万だと、こう言っているんです、5万や6万ではそのスケールメリットは出てこないと、こう言っているんです。専門家の意見を含めても。それが証拠に、当局が南伊豆地区1市3町の新市の基本計画の財政計画を見ますと、22年以降、197億4,000万円の見込みを歳入に22年に予定をしておりますが、毎年々減っていっているわけです。31年度には178億5,000万円ですか、そういうぐあいになっているんです。前年と同じ財政規模の年は1年もない。毎年々財政力は削られていく、毎年々人口は減るという推計で、このまちづくりは進められているんです。少子高齢化に歯どめをかける、お年寄りや子供の出生率を高める、ここで後継者ができて暮らし続けることができるまちづくりをしなければならな

いという指摘はしていながら、それに向けての具体的な方策は何ら出されていないというまちづくりであるわけです。まさに歴史や文化の面でも伝統が失われないようにするんだと、こういうぐあいに言われておりますが、スローガン倒れになっていようかと思うわけであります。

さらに大きな問題は、地方自治組織という組織形態であろうと思います。地方自治組織を10年間継続するんだと。そして、それぞれのあった役場も総合支所方式だと。これでは何のために合併をするのかと。10年後にむしろ合併したらいいんじゃないでしょうか、こういう疑問が出てくる合併の内容であろうかと思います。

今、下田市といたしまして、観光立市の側面の中で、どういう形で第1次産業、農業や漁業、あるいは商業を振興していかなければならないか、こういう大きな課題を抱えていると思います。中心市街地はますます空洞化していく、こういう状況の中で、合併をすればますますこういう状態が過疎化していく。急速にまちが疲弊していく、そういう合併にならざるを得ないというのは明らかであると思います。小さくてもそれぞれ輝くまちづくりを、自らの責任で市民とともに努力してまちづくりを進めていく、そういうことが問われている今日だと思います。

そういう観点から見まして、まさに首長と議会と住民が、首長の責任において対立させられてきたというのがここの経過で、去年の6月5日から設置された以降の、12回持たれた合併協議会の今日に至るまでの経過ではないかと思います。そういう観点からいきますと、この廃置分合の39号の議案はきっちりと反対をして、議会の姿勢を当局に示すべき内容であると思います。

以上です。

議長(増田 清君) 次に、賛成意見の発言を許します。 14番。

# [14番 森 温繁君登壇]

14番(森 温繁君) 皆さんも記憶に新しいと思いますけれども、昨年合併協を立ち上げ、4つの市町の合意を求め、合併協議会ができたわけです。表面では12回の合併協議会を行って、より慎重に進めてきた。中には幹事会は何十回、部会においてはその倍近いもの会議を重ねてきたわけです。それは、合併協というのは、よりよい合併をなし遂げるための協議です。私も一員として参加してきました。各町の市の担当者は、やはり主張するところは主張するところは譲歩するというのは、合併をうまく成立させるために譲歩してきた

わけです。そんな意味を重ね、この6月10日、首長が合意を求め調印ができたわけです。というのは、合併協はいろいろなもので、譲り合うものは譲る、主張するものは主張する、その結果ができたのが協定書でございます。そして本日、4市町足並みをそろえて廃置分合の議案が出されたわけです。我々下田議会は一貫して合併に賛成の意思をとってきました。そういう意味合いからも、議会の意思を尊重するため、この議案は大いに賛成するものの一員でございます。賛成意見でございます。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第39号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

### 〔1番 沢登英信君登壇〕

1番(沢登英信君) 議第39号に伴います議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてでありますが、これについて反対意見を述べさせていただきたいと思います。

議第39号、合併そのものに反対であります。したがいまして、合併は目的ではない、単なる手段でしかない。賛成された議員諸氏には、やはりこの議案の持っている内容を十分吟味していただいて、市民にとってどういうことなのかという審議をぜひしていただきたいという観点から見ますと、第40号も合併に伴う協議でございますので、この議会で議論すること自体に、市長が提案してくること自体に、大きな市長自身の責任を負っていただかなければならん、こういう課題を含んでいる議案であろうと思います。そういう観点から、反対をす

るものであります。

議長(増田 清君) 次に、賛成意見の発言を許します。

4番。

# 〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番(土屋雄二君) 議第40号は、議第39号に関連している議案であります。廃置分合の議案は結果は出ておりますが、下田市の議会として粛々と市民にその姿を示すべきと思い、賛成いたします。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第40号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、議第41号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長(増田 清君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 賛成多数であります。

よって、議第42号 下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合に伴う議会の議員の 定数に関する協議については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長(増田 清君) 次は、日程により、発議第4号 議案提出に関する決議を議題といた します。

提出者の説明を求めます。

3番。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

3番(伊藤英雄君) それでは、発議第4号の朗読をもって提案にかえさせていただきたい と思います。

発議第4号 議案提出に関する決議。

上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

平成21年6月19日提出。

提出者、下田市議会議員、伊藤英雄、以下、敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく田坂富代、同じく増田榮策、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司、同じく土屋勝利、同じく森 温繁。

提案理由、適正な議案提出を求めるため。

議案提出に関する決議。

下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の廃置分合についての議案が提出されたが、可決された場合に必要となる予算案の提出がなく地方自治法第222条の「予算を伴う条例規則等についての制限」に抵触する恐れがある。また、当該市町の合併については、松崎町議会、南伊豆町議会が合併協議会の予算を削除し、合併協議会からの脱退を決議している点から合併の実現は極めて困難と考えられる。

議案の提出にあたっては、必要な予算上の措置が行われ、その実現を確実なものにしてから提出するべきものである。

以上決議する。

平成21年6月19日。静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(増田 清君) 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

5番。

# 〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番(鈴木 敬君) 議案提出に関する決議に対する反対意見を述べさせていただきます。

この決議の内容は、今回の廃置分合の議案、議第39号から議第42号、これらの議案を提出すべきではないというふうな趣旨で出された決議だと思います。その理由として、関連する予算がつけられていないと。2点目には、実現の可能性がない、松崎町、南伊豆町等々の議会の動向によって、この廃置分合そのものが実現の可能性がない、そのような議案を提出すべきではないというふうな2点から、廃置分合の議案を提出すべきではないというふうな趣旨だというふうに、私は理解しております。

しかしながら、予算案に関しましては、今日午前中からのこの本議会での質疑の中で、当局からいろいろな説明もいただきました。この廃置分合の議案に含まれる義務的な予算というのは何なのかということに対する、現時点においての確たる統一見解はないと。見解によっては、実際に廃置分合がなされる、平成22年3月20日までに予算案を作成すればよいのではないかという意見もあり、一方において、また経過的な関連する義務的な経費を作成しなければならないという意見もある。私としては、この見解の中で、廃置分合の予算に関しては、来年の3月20日までに、これからの合併が成立した後の新市の予算案をつくるというところで、廃置分合に伴う予算案を作成すればよいというふうな解釈をしております。また、百歩譲って関連施設、関連予算を作成しなければならないという立場に立ったとしても、それは廃置分合が1市3町で可決され、それが成立した時点で速やかに予算措置をするというふうな当局の答弁もあり、その件に関してはクリアされているんではないかというふうに解釈しております。

2点目の実現の可能性がない廃置分合、合併の、そのような実現の可能性が少ない、ほとんどないような議案を提出すべきではないという意見に関しては、確かにこの間の1市3町の議会の動向によって、現実的には今日の午前中からの南伊豆町、松崎町、河津町のそれぞれの議会の議決によって、南伊豆町、松崎町の議会が廃置分合の議案を否決したことによって、現実的な合併の可能性はほとんどなくなった。しかしながら、やはり廃置分合のこの議案を、合併の問題を、そういう現実的な可能性がなかったものをずっと引きずっていくわけにはいかない。やはりこの問題をしっかりと議論して、しっかりとけじめをつけていかなければならない。そのためにはどうしても議会において議論し、議決し、廃置分合についての議会としての結論を出していく、下田市の議会としての結論を出す。そしてそれぞれの市町の結論を、それぞれその中から本当に合併が不可能であるということであれば、その後の手

続をしていく。そのためのその合併、平成20年6月から合併協議会において行われてきた合併の努力、それを一つの形で終わらせていくためにも絶対必要な手続である、この廃置分合の議案は、そのような手続であるというふうな理解であります。

そのようなことからも、私はこのような廃置分合の議案を提出すべきではないというふう な趣旨の議案提出に関する決議、これに対しては反対するものであります。

以上です。

議長(増田 清君) 次に、賛成意見の発言を許します。 7番。

#### [7番 田坂富代君登壇]

7番(田坂富代君) この議案提出に関する決議の文面をよく読んでいただければわかると 思うんですが、地方自治法第222条の予算を伴う条例、規則等についての制限に抵触するお それがある、そしてまた、次の、極めて困難と考えられるというところです。

これを出すに当たった経緯といたしましては、本会議での議論もありましたとおり、この議案を出すに当たっては、下田市は合併をするという意思表示である、それに伴う予算があるべきではないかということであります。自治法の222条、これをどう解釈するかということで、当局も相当あちらこちらに問い合わせ、その上で出してきたということは聞いてはおりますが、では、当局側の言っている、この合併準備のための経費は、具体的な事務的経費に当たらないと思われるという、これが果たして本当なのか。再議に付すということを経過してきた以上、これは当たらないのではないかという考え方もあり、今後、我々議会に提出する議案に当たっては、支出することが見込まれる経費については、予算にも所要額を組み、財政面からもしっかり裏づけを行った上で、財政を執行することが望ましいものであり、適正な財政運営であると言えるという逐条概説もございますので、ぜひその辺をやっていただいて、我々議会の議員がしっかりと審議しやすいような形で議案提出をしていただきたいという、そういう趣旨があろうかと思いますので、そういう意味から賛成いたします。

議長(増田 清君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(増田 清君) 起立多数であります。

よって、発議第4号 議案提出に関する決議は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長(増田 清君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。 これをもって平成21年6月下田市議会臨時会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

午後 4時33分閉会